

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

公正価値ルール：投資企業に関する新しい要求事項

目次

- 背景
- 一般的なモデル
- 関連会社および共同支配企業に対する投資
- 投資企業でない企業
- 開示 (IFRS 第 12 号の改訂)
- 経過措置および発効日
- 米国会計基準とのコンバージェンス

要点

- 企業は、「投資企業」として適格である場合、その子会社を連結せず、子会社への投資を公正価値で測定する。
- 「投資企業」の定義を満たす規準の検討は、事実および状況に基づきある程度の判断を要求する。
- これらの変更は、伝統的に投資型企業としてみなされる企業だけでなく他の企業に影響を及ぼすかもしれない。
- 投資企業についての新しい要求事項は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」および IAS 第 27 号「個別財務諸表」への一連の変更を通じて発効する。
- 当該要求事項は、2014 年 1 月 1 日以後開始する報告期間から遡及的に適用されることになる。

背景

国際会計基準審議会 (IASB) は、連結プロジェクトの一部として、公正価値に基づき投資を測定し管理する企業 (通常、「投資企業」と呼ばれる) に、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の連結の要求事項からの救済措置を与えるべきであるかどうかを検討していた。そのような救済措置を付与する正当性は、一定の企業について、子会社に対する投資の公正価値に関する情報が、その個別の資産および負債を連結するよりも有用であることによる (その場合に困難となるのは、そのような特定の「投資企業」を制限することである)。公開草案 (ED) について受領したコメントを受けて、IASB は、投資企業に関する新しい要求事項を発効するために、IFRSs への一連の改訂を公表した。当該要求事項は、特に「投資企業」の定義およびその適用に対し、ED で提案された要求事項からの重要な変更を含んでいる。新しい要求事項では、投資企業により支配されている企業に対する投資企業の所有持分は、連結ではなく IFRS 第 9 号「金融商

品」(または IAS 第 39 号「金融商品:分類と測定」)に従って、純損益を通じて公正価値で測定するもの(FVTPL)として会計処理されることになる。

一般的なモデル 要約

IFRS 第 10 号の新しい要求事項は、企業が「投資企業」として適格かどうかを設定することに主に関係している。IFRS 第 10 号は、定義に「数値基準(bright-line)」を設けず、「投資企業」の概念を満たす企業の「典型的な特徴(typical features)」を設定することを強調している。したがって、定義を適用する際に、判断を行使する必要がある。

企業が「投資企業」として適格となる場合、当該企業は、IFRS 第 10 号の連結の規定に従って子会社を連結することを要求されないが、代わりに(IFRS 第 9 号または、当該基準書がまだ適用されていない場合には、IAS 第 39 号に従って)FVTPL で投資先に対する投資を測定することが要求される。支配している投資先を連結する原則に対するこの例外の根拠は、投資企業により支配されている企業を連結することが、投資企業の財務諸表に報告される異なる投資との比較可能性を減少させるかもしれないこと、および価値の変動が純損益に認識される投資先の投資の公正価値が、投資会社の財務諸表の利用者にとってより関連性のある情報を提供することにある。

「投資企業」の定義

連結に対する例外は、子会社を所有する企業の種類に基づく。「投資企業」として適格なためには、企業は以下が要求される。

- ・ 投資者に専門的な投資管理サービスを提供する目的で、単一または複数の投資者から資金を得る。
- ・ その事業目的が、もっぱら資本増価、投資収益またはその双方からリターンを得るために資金を投資することであることを投資者に確約している。
- ・ ほとんどすべての投資の業績を公正価値に基づいて測定し評価している。

定義を満たす企業は以下の「特徴」を有することが予想される。

- ・ 複数の投資
- ・ 複数の投資者
- ・ 親会社または投資マネジャーと関連のない投資者
- ・ 資本またはパートナーシップ持分の形式をとる所有持分

IASB は、「企業が1つまたは複数の典型的な特徴を満たさない場合、企業が投資企業の定義を満たすかどうかを決定する際に、追加的な判断が要求されることを示している(IFRS 第 10 号 BC233 項)」が、これは必ずしも定義が満たされないことを意味するものではないことに言及した。

定義における事業目的の要素を充足するにあたり、投資のタイムフレームの概念が重要となる。投資企業は、無期限にその投資を保有すべきではなく、実現のための出口戦略を有するべきである。出口戦略は、各投資について書面化する必要はないが、企業は、投資をイグジットする実質的なタイムフレームを含む、投資の異なる類型またはポートフォリオに関する異なる潜在的な戦略を識別しなければならない(IFRS 第 10 号 B85F 項)。債券を満期まで保有することは(無期限に保有する可能性を有するものを除き)、出口戦略とみなすことができる。

資本増価および/または投資収益以外の便益の存在は、定義における事業目的の要素が満たされないことを示すかもしれない。そのような便益には、以下が含まれる。

- ・ 投資先のプロセス、資産またはテクノロジーの取得、使用、交換または開発
- ・ 企業または他のグループ・メンバーと投資先との間の共同支配の取決めまたはその他の契約
- ・ 企業の借入の契約の担保として提供するために、投資先より提供された金融保証または資産
- ・ 企業の投資先に対する所有持分を購入するために、企業の関連当事者により保有されるオプション
- ・ 一般的な市場条件でない、または投資先や企業の事業活動の実質的な部分を表さない、企業または他のグループ・メンバーと投資先との間の取引

定義における公正価値の要素は、投資が公正価値に基づき測定され評価されることを要求する。すなわち、ほとんどすべての投資の業績を評価するにあたり、企業は投資者に公正価値情報を提供し、経営幹部は主要な基礎として公正価値情報を使用する。企業は、IAS 第 40 号「投資不動産」、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」および IFRS 第 9 号「金融商品」で規定される公正価値を使用して、投資不動産、関連会社および共同支配企業に対する投資および金融資産をそれぞれ会計処理することを要求されるが、公正価値に基づき金融負債を測定し管理することは要求されない。

関連会社および共同支配企業に対する投資

他の基準書に対する必然的な修正には、公開草案で提案された IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に対する変更が含まれない。「投資企業」の規定は、投資がベンチャー・キャピタル企業、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラストおよび類似の企業(投資連動保険ファンドを含む)である企

業に保有される場合、IAS 第 28 号 18 項に従って公正価値でそのような投資を測定することを選択することにより達成される。

見解

関連会社および共同支配企業に対する公正価値投資を選択しない場合、IFRS 第 10 号の連結に対する例外は、その投資企業グループには利用できないことになる。

投資企業でない企業

投資企業でない企業は、投資企業である子会社を有していたとしても、連結からの救済措置は提供されず、IFRS 第 10 号の一般的な要求事項が適用される。これは、投資企業でない親会社が、投資企業である子会社により支配されている企業を含むそのすべての子会社を連結することを意味する。

見解

銀行グループでは、「投資企業」として適格となる多くの子会社が存在するかもしれない。しかし、親会社自身が投資企業として適格となる可能性がないため、投資企業の地位は銀行グループにまで拡張されず、そのすべての子会社を連結する必要があるであろう。

IFRS 第 8 号「事業セグメント」のもとでは、最高経営意思決定者 (chief operating decision maker) に対する報告の基礎は、FVTPL で投資企業を会計処理することである場合、その報告はセグメント別報告の注記の目的上維持される可能性があることを留意すべきである。

本基準書は、また、投資関連サービスを提供する子会社を含む事業モデルを有する企業も(たとえそのサービスが彼らの活動の実質的な部分を構成するとしても)考慮する。この場合には、サービスを提供する子会社自身は連結されることが要求されるが、他の子会社は依然として公正価値で測定される。

見解

投資企業グループがサービスのみを提供する子会社を含む場合、グループにとって投資企業の取扱い (サービスのみを提供する子会社を連結する) が「罰 (taint)」となることはない。連結に対する例外はその企業だけに利用できず、当該企業自身は連結されることになることを意味する。

開示(IFRS 第 12 号の改訂)

投資企業に関する開示要求は、IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」に規定される。投資企業は、投資企業の定義を満たしていることを決定する際に行った重大な判断および仮定に関する情報を開示することが要求される。特に、(a) 投資企業であり、そのため支配している投資先を連結していないこと、および(b) 企業が投資企業となるため、どのように定義および典型的な特徴を満たしているか、また、それが1つ以上満たしていない場合には、特定の理由が挙げられる。企業が投資企業とみなされることを開始または中止することは、当該変更に関する理由および財務諸表上への影響の双方について要求される情報を開示するトリガーとなる。

投資企業は、投資企業に資金を移転することに対する重要な制限を含む、連結していない各子会社の詳細を提供することが要求される(例えば、投資企業(または、その子会社)が、それを行う契約上の義務を有していないにもかかわらず、連結していない子会社に提供したあらゆる支援)。企業が支配する組成された企業に関する開示も、また、要求される。

経過措置および発効日

投資企業の要求事項は遡及的に適用され、2014 年 1 月 1 日以後開始する報告期間に発効される。早期適用は容認される。

米国会計基準とのコンパジェンス

IASB および FASB は、「投資企業」に関する共同プロジェクトを実施し、提案の開発において、共同の審議が行われていたが、FASB は、投資企業に対する持分の測定に関するガイダンスを提供しないことを決定し、代わりに、投資企業が現行の業界実務を引き続き行うことを許容することを決定した。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 6,400 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 182,000 人におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。